

【特別避難階段及びバルコニーについて】

※(検討事項1)特別避難階段の義務付けは必要か?

● 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第46号)

(設備の基準)

第十一条(略)

- 5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室、静養室等」という。)は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
- 一 居室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上)有すること。
 - 二 三階以上の階にある居室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
 - 三 居室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百十二条第一項に規定する特定防火設備(以下「特定防火設備」という。)により防災上有効に区画されていること。

● 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第40号)

(構造設備の基準)

第四条

介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 介護老人保健施設の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)とすること。ただし、療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設(以下「療養室等」という。)を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない介護老人保健施設の建物は、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができます。
- 二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。
- 三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令第50号）

第三章 病院、診療所及び助産所の構造設備

第十六条 法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所（療養病床を有する診療所を除く。）には適用しない。

- 一 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、第四章に定めるところによること。
- 二 病室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、第三十条の十二に規定する病室にあつては、地階に、主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）とする場合は、第三階以上に設けることができる。

（略）

八 第二階以上の階に病室を有するものにあつては、患者の使用する屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は第二階以上の各階における病室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られている建築物にあつては百平方メートル）以下のものについては、患者の使用する屋内の直通階段を一とすることができる。

九 前号に規定する直通階段の構造は、次の通りとすること。

- イ 階段及び踊場の幅は、内法を一・ニメートル以上とすること。
- ロ けあげは〇・ニメートル以下、踏面は〇・二四メートル以上とすること。

ハ 適当な手すりを設けること。

十 第三階以上の階に病室を有するものにあつては、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、第八号に規定する直通階段のうちの一又は二を建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

避難階段については、第一回検討委員会・参考資料7参照

特別養護老人ホーム

（基準例）

- 一 居室が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- 二 居室が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように屋内及び屋外避難階段を設けること。ただし、直通階段を避難階段とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- 三 車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー（※）を有すること。

（メリット）特別避難階段に必要な付室の部分の面積をとらないことにより、床面積を有効に使用出来る。

参考

● 東京都建築安全条例（昭和二五年一二月七日 条例第八九号）

(特別避難階段等の設置)

第十一條 建築物の高さが三十一メートルを超える部分を第九条第二号、第五号、第七号から第九号まで又は第十一号に掲げる用途(同条第九号に掲げる用途にあつては、自ら避難することが困難な者が入所する施設があるものに限る。)に供する場合には、その部分に通ずる直通階段のうち一以上を特別避難階段とし、その他のものを屋外に設ける避難階段(以下「屋外避難階段」という。)としなければならない。

2 前項の規定は、主要構造部が耐火構造である建築物が、次に掲げる部分を除き、床面積の合計百平方メートル(共同住宅の住戸にあつては、二百平方メートル)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(直接外気に開放されている階段室に面する換気のための窓で開口面積が〇・ニ平方メートル以下の中に設けられる鉄製網入りガラス入りの戸及び昇降機の昇降路の戸で特定防火設備と同様の構造を有し、網入りガラス入りのものを含む。第一号において同じ。)で区画され、かつ、前項の直通階段が、令第百二十三条第一項の規定に適合するもの(屋内と当該階段の階段室とが直接外気に開放されている廊下を通じて連絡するものに限る。)又は同条第二項の規定に適合するものである場合には、適用しない。

一 階段室の部分、昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)又は廊下その他避難の用に供する部分で、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

二 自転車置場又は自動車車庫若しくは自動車駐車場(泡消火設備その他これに類するもので自動式のもの及び排煙設備を設けたものに限る。)の部分で、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

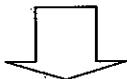
3 建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合においては、その区画された部分は、前二項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。
(昭六二条例七四・全改、平五条例八・旧第十条の十繰上・一部改正、平一二条例一七五・一部改正)

※(検討事項2)バルコニーの幅について

- 特別養護老人ホーム等施設整備費補助審査基準での基準

2階以上の居室には、避難・搬送及び消防活動上有効なバルコニー（幅1.5メートルを基準とする）を設置すること。

「東京都福祉のまちづくり条例・施設整備マニュアル(平成21年3月発行)」では、「バルコニーのスペースは車いすで移動・回転できるスペースを確保する」必要があるとなっており、「車いすが回転できる広さ」とは、直径150cm以上の円が内接できる程度の空間である。



- 事務局・改正案(要綱で規定)

「車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要なバルコニー幅」とは、おおむね1.5Mを基準とする。

東京都福祉のまちづくり条例

施設整備マニュアル

平成 21 年 3 月

東京都

【基本的考え方】

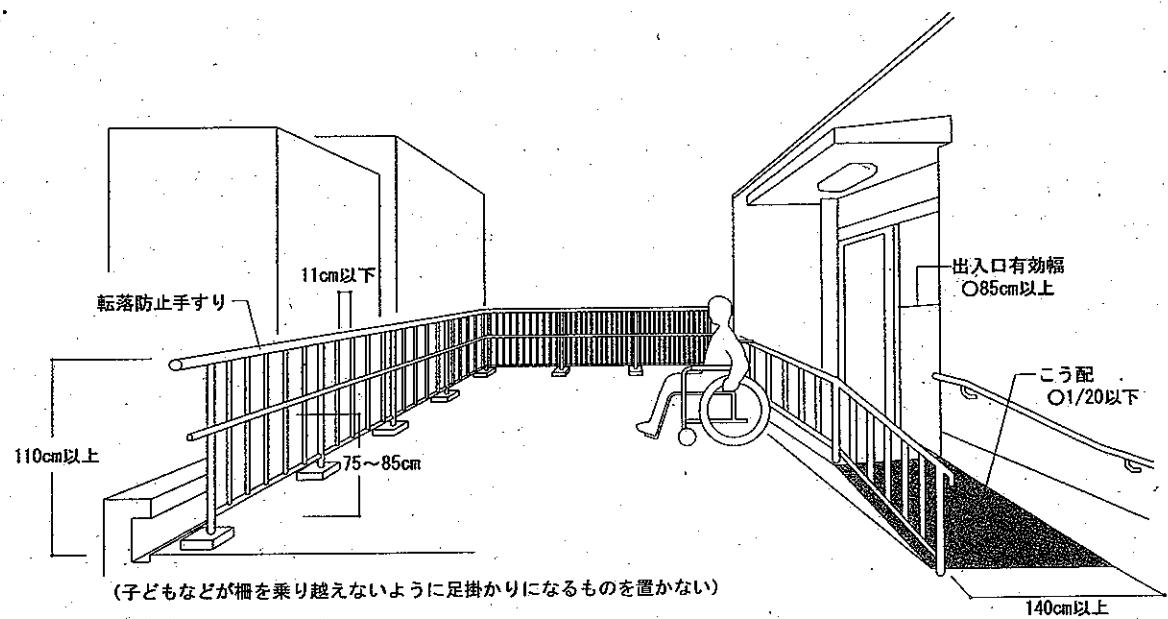
屋上・バルコニーは避難上有効な場所であると同時に、生活上うるおいの場であることから、高齢者、障害者等の利用に配慮したものとする。また、屋上・バルコニーは利用居室等に該当するため、これまでの仕様を移動等円滑化経路として整備する必要がある。

■必要な整備

床面 (表面)	・床の表面は濡れても滑りにくい仕上げとする。	
(段差)	・通行動線上には段差を設けない。段差が生じる場合は、すりつけ、傾斜路を設けるなど車いすが円滑に通行できるものとする。	→ 【図 21.1】参照
スペース	・車いすで移動・回転できるスペースを確保する。	→ 【図 21.2】参照
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・転落防止用の手すり（高さ 110cm 以上）の他、転落防止に十分配慮したうえで誘導用の手すりを設ける。 ・転落防止用の手すりの足元周辺には、子どもが踏み台の代わりにしてしまうようなものを設けない。 	→ 【図 21.1】参照
屋根・ひさし	・屋上への出入口及びバルコニーには屋根またはひさしを設ける。	→ 【図 21.2】参照

《参考図》

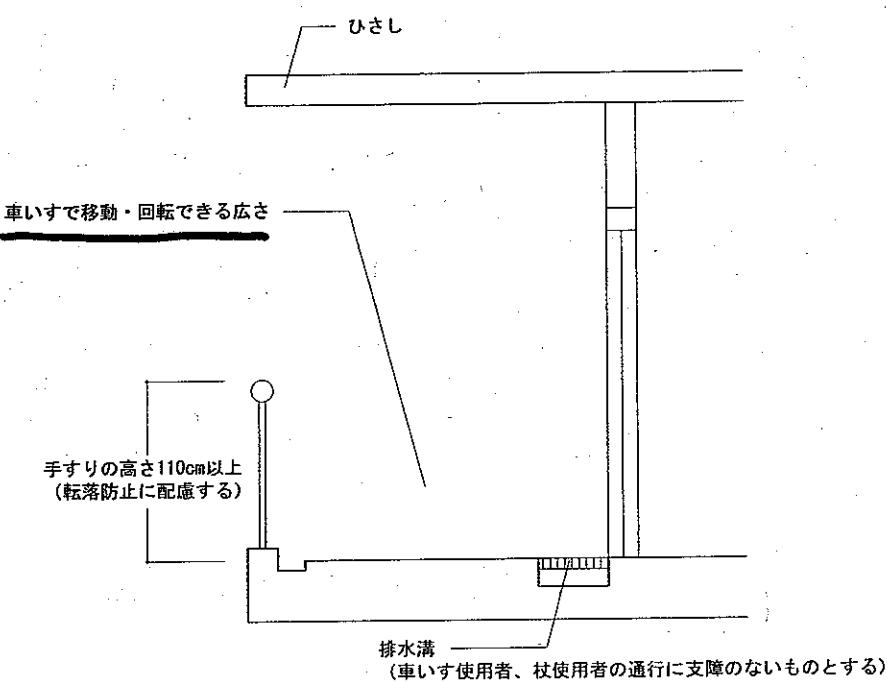
【図21.1】屋上の整備例



同右等第以外) ②屋上・バルコニー

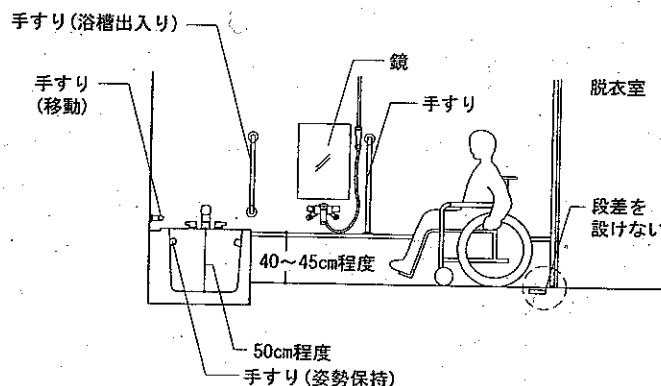
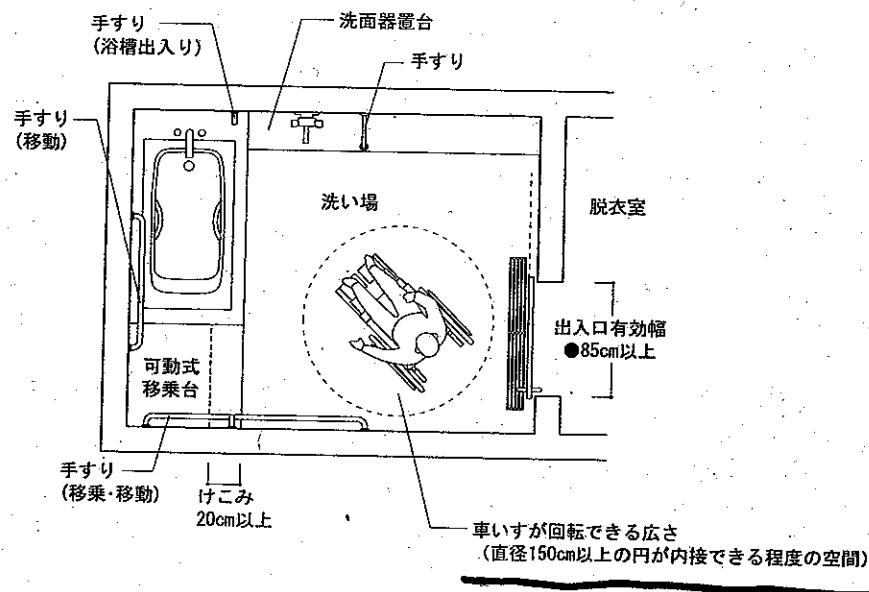
【図21.2】出入口の雨水処理

■排水溝を設けた場合



《参考図》

【図9.1】小規模な浴室の例



【図9.2】車いす使用者ブースの例

